

第1回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成23年2月28日（月） 10:00～11:24

○会場：幕別町保健福祉センター 研修室

千葉副会長

会長が体調を崩され、本日、欠席されていますので、代わって副会長である私が会議を進行させていただきます。

ただ今から、第1回地域協議会を開会します。

それでは、協議事項(1)の「次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について」、審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

初めに、本協議会において、この計画の進捗状況と評価を審議していただく理由をご説明致します。

次世代育成支援対策推進法第8条では、「市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。」また、「市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更すること、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定しています。

このことから、後期計画の素案について検討をしていただいた本協議会において、計画の進捗状況と評価を明らかにし、その内容について、ご審議いただくものです。

なお、広報3月号には、国に対して目標事業量の数値報告を行う12事業についての進捗状況を掲載しますので、ご承知おきください。

それでは、事前にお送りしました「次世代育成支援後期計画評価シート」により説明を致します。

ご覧のとおり、本計画にある65の項目について、各担当課において、進捗状況及び達成状況を確認し、現時点での評価を記入してあります。

前期計画から継続している事業については説明を省略させていただき、平成22年度から実施した事業及び22年度から拡大した事業について説明を致します。

シートを一枚めくっていただき、5番の「放課後児童健全育成事業」についてです。

町の学童保育所は、平成21年度までは、幕別地域に1カ所、札内地域に3カ所、忠類地域に1カ所の計5カ所でしたが、札内南コミセンに併設しております「つくし学童」の入所児童の増加が著しいことから、本年度、増築いたしました。

増築前の「つくし学童」は、定員が40名でしたが、平成22年4月1日現在で117人入所しており、後年次におきましても、定員の倍の利用者数が見込まれることから、北海道の森林整備加速化林業再生事業補助金を活用し、内外装に木材を使用した、定員50名の「つくし第2学童」を増築し、平成22年12月1日から供用を開始したものです。

次に9番の「延長保育事業」についてです。

延長保育は、平成22年度から指定管理者により運営を行っております札幌青葉保育所で実施しています。従来の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分でしたが、午後7時まで30分延長しました。

延長保育の利用者は、平成22年4月は延べ6人でしたが、5月以降は、毎月25～35人の利用があり、保護者が安心して就労できる環境づくりの一助となっています。

次に11番の「病後児保育事業」についてです。

病後児保育は、札幌青葉保育所において平成22年度から、感染症や風邪などの病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期にある児童を対象に実施しています。

1日の定員を4人以内として、月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分までの間、原則として1児童連続して7日以内の範囲で行うこととしています。

平成22年11月までに延べ54人の利用があり、延長保育と同様に保護者が安心して就労できる環境づくりの一助となっています。

次に15番の「企業と連携した子育て支援の推進」についてです。平成22年4月1日から、小学校までの子どものいる世帯が、保護者と同伴での買い物や施設の利用などで協賛する店舗等を利用する場合などに、様々な特典を受けることができる「どさんこ・子育て特典制度」を商工会・事業所・北海道との協力で実施し、子育て世帯を側面から支援しています。

認証カードを提示することにより特典が受けられる制度ですが、制度開始時に該当する1,890世帯にカードを配布いたしました。なお、町内の協賛店は本年1月末現在で83カ所、町以外の全道地域における協賛店は137カ所となっています。

次に54番「子どもの権利の普及・啓発」についてです。「幕別町子どもの権利に関する条例」を平成22年4月1日に制定し、同年7月1日から施行いたしました。

別添の平成22年度「幕別町子どもの権利に関する条例」説明会開催状況をご覧ください。

住民に対する説明会につきましては、条例の制定から施行までの間に、5月27日・28日・31日、6月6日の4回実施しました。

住民説明会以外には、条例施行前に、保育所・学校など子どもに係わる施設関係者への説明会や民生委員、町課長職への説明などを、合わせて8回行いました。

施行後には、昨年9月2日に、子どもの権利に精通する山梨学院大学の荒牧教授による講演会を開催し、住民の皆さんなど182人の方に参加いただきました。

また、出前講座や町青少年問題協議会においても説明を致しました。

この他にも、平成22年の広報5月号～7月号に条例の内容説明を掲載するとともに、住民向けのリーフレットを広報6月号と併せて全戸配布しました。昨年4月以降に転入された世帯には、転入届の際にリーフレットをお渡ししました。

また、町ホームページにも、条例に関する情報を掲載し、条例の普及・啓発に努めました。以上です。

千葉副会長

15番の、商工会と一緒にいる「どさんこ・子育て特典制度」では、認証カードが配布されていますが、久保委員はこの制度を利用されたことはありますか。

久保委員

カードを提示しての利用はありません。ただ、たまたま行った商店で、カードが届いていますよねと言われ、そこはポイントを倍付けしてくれるお店だったのですが、カードなしでも付けてもらいました。カードが送られてきたときは、一緒に送られてきた、利用できるお店の一覧表を見てはいたのですが、実際にカードを持ち歩いて使ったことはありません。

協賛店である表示は、そこのお店では、よく確認するとありました。ただ、入店するときに見やすいところにあったかと言えば、そうではありませんでした。

千葉副会長

町の商工会で商品券を取り扱っているところは、きちんと表示されているのですが、このカードに関しては、今、久保委員から話があったように、使えるお店が分かりやすく表示されていないのではないのでしょうか。

事務局

こども課は、北海道が導入したこの事業の窓口であり、実際の運用については商工会にお願いしています。制度導入当初に、小学生のいる家庭全戸にカードを郵送し、協賛店のステッカーも導入当初に商工会を通じお送りし、分かりやすい場所に掲示していただくようお願いをしているところですが、お店の入り口に掲示しているところもあれば、そうでないところもあるので、分かりやすく掲示していただくよう、再度、商工観光課を通じ、商工会にお願いしたいと思います。

また、道内の協賛事業には、道立キャンプ場や遊園地、美術館の特典、プロスポーツ観戦の特典など、子どもたちが喜ぶものがあります。これらの事業についても、町内の協賛店と併せて、周知を図っていきます。

高橋委員

子どもの権利に関する条例について、その内容についての説明依頼が中学校などからは、なかったのでしょうか。

事務局

条例施行日の前後の頃に、忠類中学校から条例説明の話があり、こちらも考えていたところですが、その後具体的な話がない状況にあります。要請があれば、すぐ、お伺いいたしますし、この後、パンフレットの説明をしますけれども、より子どもたちに分かりやすいものを作成し、説明できればと考えております。

また、説明会の開催状況について補足ですが、先ほどお話しした住民説明会は、関係者のみの参加でした。平成22年9月2日に実施した荒牧教授の講演会には、180人を超える方に参加いただき、子どもの権利に関する講演を多くの方に聞いていただきました。当日、会場には、町内の児童生徒のいじめ防止標語を掲示していましたが、随行の教授から、データを送ってほしいとの依頼を受けました。

このほか、本年の1月7日には、つくし学童保育所で、人権擁護委員の方が人権教室を開催し、人権かるたを行いました。参加した子どもたちには、人権の意味をある程度伝えられたと思っています。

中川委員

病後児保育についてですが、これは、朝、保育所に行けないとなったときに、朝、

青葉保育所に電話をしたら預かってもらえるのでしょうか。

事務局

体調の悪いお子さんを預かる事業として、2つの種類があるのですが、ひとつは、病児保育、もうひとつは、本町で始めた病後児保育です。

病後児保育は、例えば、お子さんが感染症に罹り、その後、既に他の子等に感染する可能性がなくなったとき、あるいは骨折した後など、病気等は治癒しているけれども、体力が落ち、集団保育が困難な場合などにお子さんを預かるのが、病後児保育であり、その日の朝、体調が悪いといった場合は、病児保育の範疇となるため、病後児保育として預かることはできません。

事務局

町内の子どもの状況についてお知らせします。

まず、人口の構成比率です。昭和40年の国勢調査時の総人口は、21,575人、昨年7月末現在の住民基本台帳による人口は、27,277人で、その差は5,702人です。

このうち、昭和40年時の18歳未満の人口は、8,741人で全体の40.5%、昨年7月末現在の18歳未満の人口は、4,635人と全体の2割以下で、増加した人口は、全て65歳以上の人口にシフトした計算になります。

次に、児童の所属状況ですが、平成22年3月31日現在で、総人口は27,338人、このうち、高校生と思われる人口は876人、中学生は839人、小学生は1,694人、未就学児童は、1,271人となっています。

未就学児童のうち、保育所には530人、未就学児童全体の41.7%、幼稚園には259人、全体の20.4%、家庭にいると思われる児童は、482人で全体の37.9%となっています。

町内の認可保育所の状況ですが、現在、午前7時半から午後6時半まで開所していますが、保育所に8時間以上いる児童は、179人で全体の42.1%、8時間から10時間が、187人で全体の44.0%、10時間から11時間未満が、46人で全体の10.8%、ほぼ11時間いる児童は、13人で3.1%となり、8時間から11時間未満の人数が、全体の6割以上になります。国では、今、保育所での保護者への支援も求めています。

また、次世代育成支援行動計画における推計人口は、27,348人で、本年度の国勢調査の速報値の26,542人より806人少ないです。国勢調査では、幕別町の人口は、道内市町村の26番目、144町村の中では、3番目となっています。

千葉副会長

今のデータによると、子どもたちは、保育所で殆ど一日を過ごすということですね。延長保育は、働く母親にあわせて長くなるということになりますが、果たしてそれでいいのかということを、私は、以前から言っていました。

今、社会に出て働きたい母親が多いと思いますが、ある程度の年齢までは、子どもと一緒に過ごす、少なくとも3歳くらいまでは一緒に過ごすために、国は、母親が仕事を休んでいる間を保障する仕組みを作らないと、少子化は解消されないという感じがします。

千葉副会長

他にご意見などがなければ、次世代育成支援後期行動計画については、引き続きこの内容で実施することよろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり。＞

千葉副会長

それでは、協議事項(2)の「子どもの権利に関する条例について」審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

幕別町子どもの権利に関する条例について、平成23年度は、権利の主体である子どもたちに条例の内容の理解を進めるため、子ども向けのパンフレットを作成し配布することとしました。お手元にお配りしたのは小学校5・6年生用のパンフレット案ですが、この他に中学生用のパンフレットを作成したいと考えています。

表紙をご覧ください。

パンフレットは、自己肯定感について考える内容とするため、表紙に「自分がスキですか」の文字を入れ、子どもたちに問いかけるデザインとしました。

これは、平成22年9月2日に開催した荒牧教授の講演において、「自分を肯定的にとらえ、大切に思う気持ちは、人間として生きていく上で不可欠な感情であり、権利（人権）の基礎・基本である。」との指摘があり、最近の新聞においても「自己肯定感」についての意見等が掲載されていることから、このような表紙としました。

これに対応するものとして、裏表紙に町民栄誉賞を受賞され、世界で活躍されている福島千里さん、山本幸平さん、高木美帆さんの「目標とするもの、考えなど」を内容とした後輩へのメッセージを掲載しようと考えています。

表紙をめくっていただき、2ページは、条例の中で、一番大切と考える第4条を中心に据え、条例に規定した「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」の4つの権利をまわりに配置しました。

また、「子どもって、なんですか？」「大人って、なんですか？」など、子どもたちへの問いかけを掲載し、子どもたち自身が自分の権利について考える内容にしたいと考えています。

また、3ページには、条例の前文と前文に引用している町民憲章を掲載するとともに、前文で使っている言葉の意味や、「子どもの権利」「最善の利益」の説明も掲載しました。

4ページには、いじめや虐待に悩んだときの相談先を掲載しようと考えています。

以上がパンフレット案です。あくまでも案でございますので、よりよいものを作るため、委員の皆様から率直なご意見をいただき、修正を加え、町内小・中学校の学校長会議などで説明したいと考えております。よろしくお願いいたします。

事務局

補足ですが、今回、お示ししたのは、小学校5・6年生版であります。中学生版については、これより4ページ増やし、条例全文、保護者、育ち・学ぶ施設、地域、事業者の役割等を掲載し、説明していきたいと考えています。

パンフレット案のA3のページでは、文言等の整理はまだ行っていませんし、まだまだ修正するところがあります。

また、子どもの権利前文については、中学生の公民の教科書に、日本国憲法についての注釈があることから、これに準じ、分かりやすくしようと考えています。

最後のページには、先輩から後輩に「自分が好きです。」というメッセージとして、福島さん、山本さん、高木さんから自己肯定感をメインとした短い文書を書いてもらおうと考えています。

専門の印刷業者に発注しますので、レイアウトなどは、業者と打ち合わせをしながら進めていきたいと思っています。

内容が、ある程度まとまりましたら、斉藤博委員のご指導を仰ぎたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

千葉副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、発言をお願いします。

高橋委員

生徒用に作成するパンフレットというのは、生徒個人に配布されるものでしょうか。それとも、学校長会議に説明され終わる予定でしょうか。

事務局

基本的には、学校長会議や教頭会議の中で、パンフレットについて説明をし、学校を通じ生徒に配布したいと考えています。

また、生徒への説明についても、要請があれば伺いたいと思っています。

斉藤（剛）委員

今、5年生の息子がいるんですが、ざっと見させていただいて、子どもが根気よく読むかなという気がします。

教えてもらう資料としては、レイアウトもセンスよく作られているので、かなり使える内容かなと思います。

斉藤（博）委員

内容的には、かなり量が多いと思います。これで、中学生は更に数ページ増えるとなると、量があるなという気がします。

また、学校の中で、ただ単にこれについて一時間指導するといった内容ではないという気がします。

こういったことは、子どもたちが日々の積み重ねの中で身に付けていくことで、頭からこうなんだよと、教える中身ではないと思います。

中学校の立場から言うと、教える先生方が、この条例についてきちんと理解した上で、3年間をかけて子どもたちに、自分の考えとして確立をさせていくかが大事だと思います。

そういった意味では、このパンフレットを配って、こういう成果がでたと、すぐ結果を求めるような考え方はしない方がよいかなと思います。

事務局

私たちが教員の皆さんにお話できる場面があれば、よいと思いますし、そういう機会があれば、積極的に話をさせていただきたいと思います。

高橋委員

間もなく忠類中学校PTA会長の任期を終えるのですが、この条例について、PTAの皆さんを集めて勉強会をしていなかったのと、今、自戒の意味を込めて考えてい

ます。

千葉副会長

何でもと言ったら、あれなんですけれど、今、子育てを幼稚園・小学校・中学校に任せすぎるんじゃないかと思います。

やはり、家庭でできることは家庭でというのが基本で、親もPTAなどの集まりの中で、子育てを勉強しながら育っていくというのが必要だと思います。

副会長

他にご意見はありませんか。

荒木委員

せっかく作るのであれば、一行でも子どもの心に残るようなパンフレットを作るべきだと思います。

子どもたちが読みやすいよう、例えば、条文は一カ所にまとめる、憲法等は、読む力があり、余力がある子が読む内容だと思うので、教科書のように、文字を少し小さめにして載せるというのもよいのではないのでしょうか。

千葉副会長

3人からのメッセージは、パンフレットの前にもってきても良いのではないかと思います。

事務局

皆さんの意見を踏まえ、印刷業者と話をしながら、よりよいものとなるよう作成していきたいと思います。

中川委員

リビングに貼れるポスターのようなものであれば、いつでも目に入ってよいと思います。

高橋委員

子どもサポーターに係わって、まっく・ざ・まっくの開設時間ですが、午前10時から午後4時までとなっていますが、この時間帯は、基本的には、子どもたちが学校に行っている時間なので、使い勝手の悪い時間ではないのでしょうか。

例えば、平日に開いていない日があっても、土曜日の午前中に開いている方が、使い勝手が良いのではないのでしょうか。

事務局

開設時間に相談できない子どもたちに対しては、子どもサポーターの自宅でも電話相談に応じますし、まっく・ざ・まっくには留守番電話も設置しています。

その辺の情報についても、パンフレットでも、分かるように掲載したいと思います。

副会長

他にご意見はありませんか。

荒木委員

パンフレットに「困ったときは相談してください。」とありますが、私たちが子どもの頃って、「これを悩んでいる。」とか「これを困っている。」とか考えて、電話しようとしたことってないんですよね。

学校でも、いじめ相談の電話番号を書いてあるカードを配布していますが、もらっ

た子どもは、あまり意味を分かっていないようで、大ごとにならないと関係ないという印象をもっているようです。

パンフレットでは、子どもに分かりやすく、もっと気軽に相談できるように、悲しい気持ちを聞いてもらえる、こんなことに腹が立っているとき聞いてもらえるという表現だと伝わりやすいのではないのでしょうか。

久保委員

こういう電話は、どのくらいかかってきているものなののでしょうか。どのくらい相談があるものなののでしょうか。

事務局

子どもサポーターは、平成22年度からの配置のため、未だ実績は積みあがっていませんが、同じく、まっく・ぎ・まっくで相談業務にあたっているスクールカウンセラーへの平成21年度の相談件数は208件、このうち、児童生徒からの相談件数は116件、教職員からは28件、保護者からは49件、その他15件となっています。

スクールカウンセラーは、相談業務と併せて、不登校になっている生徒の学習支援も行っていますが、相談は、学校を通じ相談のあったものと、直接本人から相談のあったものがあり、件数としては、学校を通じてのものが多いと思います。

斉藤（博）委員

学校は、子どもたちに先生に相談してほしいです。家庭では、父母に相談してほしいのと同じように、学校では、何かあったら先生に伝えてほしいというのが基本です。

だから、言い訳になるかもしれませんが、学校で、相談先を掲載したカードを配るときは、やはり、まず先生に相談をしてほしいので、あまり親切に案内はしていないかもしれません。

ただ、ウチの学校でも今年、いじめられたと言って学校に来れなくなった子どもがいます。その子は、子どもサポーターに相談をしました。多分、学校でいじめられたので、学校に言いにくいことがあったんだと思います。

子どもサポーターの西尾先生が、親身になって相談にのってくれたので、本人は、西尾先生のもとに通いたいと言ってきました。学校では、ちゃんと勉強してきた日については、出席日数として扱うと伝えました。

結局3週間くらい通い、まっく・ぎ・まっくには、スクールカウンセラーもいるので、その方の教育相談を受け、だんだん自分を見つめ直して、学校に戻りました。

結局、一休みをして、自分を見つめて、ここにもある通り、自分に権利があるように、いじめた相手にも権利があってとかに気づいて、こんなことをやっていたはいけないということが分かり、学校に戻ることができました。

このように、短期間で解決するような子どもばかりではないんですけれども、実際に何年も通っている子が、まっく・ぎ・まっくにはいます。

全てが学校で解決できるわけではないので、町がこのように、第三者的に子どもを見つめ、アドバイスできる施設を構えていてくれることは、学校としてはありがたいことですし、大事なことだと思います。

副会長

他にご意見はありませんか。

久保委員

表紙の絵なんですけど、もっとこの条例が、浸透してからじゃないと難しいかもしれませんが、子どもたちに応募してもらおうのはどうでしょう。

自分が係わるとか、学校単位で絵の応募に取り組むことで、自分だったり、クラスの子の絵とか言葉が載ることにより、とっつきよくなるというか、もちろん見た目も大事ですが、子どもって、それに係わったことによって、入っていきやすくなる場所があると思います。

あと、札内東中なんですけれども、年に一度、どなたかに講演をしていただいているのですが、三学年全員が参加し、父兄も参加できるんですけれども、話を聞いたあとに、感想を書いています。

子どもの権利についても、どなたかに講演等、話をしていただいて、その感想を書くということをする、一行でも心に残るのではないかと思います。

千葉副会長

皆さんから、多くの意見が出されました。ぜひ、これらの意見を取り入れていただければ、と思います。

事務局

パンフレットの印刷については、国の住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、予算を平成23年度に繰り越して印刷しようと考えています。

印刷費については、年度の早いうちに消化せよとのことなので、本来であれば、子どもたちの絵など募集し、取り組みたいところではございますが、それも叶わない状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

自分や、身近な人が係わったものが載ると、自然と目がいくというのは、その通りですので、今後、そのことも踏まえて、また違ったものを考えていきたいと思っています。

色々なことに子どもたちが係わるというのが、この条例の主眼でありますので、長い目で見守っていただきたいと思います。

副会長

他にご意見等なければ、事務局からの提案のありました、子どもの権利に関するパンフレットについて、原案に基づき、また、いただいた意見を参考にしながら、作成をすすめることでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

副会長

3番、「その他」ですが、みなさん何かございますか。

<なしの声あり>

副会長

それでは、以上で会議を終了します。本日はご苦労さまでした。

○配布資料

- ・第1回地域協議会次第
- ・幕別町次世代育成支援行動計画（後期計画平成22年度～平成26年度）評価シート
- ・幕別町子どもの権利に関する条例パンフレット（小学校5・6年生用）案